

お取引先様各位

リコーグループにおける贈収賄防止方針への ご理解とご協力のお願い

リコーグループは、グローバルな視点で「企業の社会に対する責任」（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすために、各国の法令、国際ルールおよびその精神を理解し遵守するとともに、社会的良識をもって行動することをリコーグループCSR憲章に定めております。

この方針と、贈収賄行為に対する取締りの強化という世界情勢に照らし、リコーグループでは今般、リコーグループ行動規範に基づき、新たにリコーグループ贈収賄防止規定を設け、リコーグループ各社の役員・従業員に対し、贈収賄行為禁止の指導を徹底しております。

上記方針に従ったリコーグループによる事業活動のためには、リコーグループとお取引のある皆様にも、リコーグループの贈収賄防止方針にご理解及びご協力いただくことが不可欠と考えております。

リコーグループのお取引先の皆様におかれましては、添付のガイドラインを確認いただき、リコーグループの贈収賄防止方針にご協力下さいますようお願い申し上げます。

2017年4月
リコーグループCEO

山下良則

リコーグループ贈収賄防止ガイドライン

本ガイドラインの目的と対象

リコーグループは、事業を展開する全ての国・地域に適用される腐敗・贈収賄禁止法令（各国の法律が域外適用される場合を含みます。以下同様です。）を遵守致します。

本ガイドラインは、リコーグループのお取引先の皆様にこのようなりコーグループの方針をご理解いただくとともに、リコーグループのために贈賄行為を行わないこと等をお願いするものです。

本ガイドラインは、リコーグループの利益のため又はリコーグループに代わってサービスを遂行されるお取引先の皆様を対象としております。

例として、リコーグループ各社の代理店、販売店、仲介業者、コンサルタント、合併パートナー、請負業者、サプライヤー等の皆様がリコーグループ各社に代わって活動される場合に対象となります。

用語の定義

本ガイドラインにおいて用いられる以下の用語は、以下の意味を有します。

「リコーグループ」とは、株式会社リコー及びその連結決算対象会社を総称していいます。

「公務員又は外国公務員」とは、各国・地域の、立法、行政、司法その他の公的作用を担う者（候補者を含みます。）、政府機関の役人及び政府が所有又は運営する企業その他の団体の職員、政党及びその幹部、並びに各国・地域やその政府により構成される公的国際機関の職員をいいます。

「円滑化のための支払い」とは、公務員又は外国公務員の以下のような日常業務を円滑化することを目的とする金銭又は贈答品等の提供をいいます。

- 許認可やビザの発行などの行政機関による手続の処理
- 警察などの行政サービスや政府が所管する事業によるサービスの提供

お願い

1. 贈賄行為について

リコーグループのための取引の獲得若しくは維持、又はリコーグループのビジネス上の便益の獲得若しくは維持を目的として、以下の行為を行わないようお願い致します。

- (1) 公務員又は外国公務員に対する、金銭・贈答品・接待・その他の利益の提供(円滑化のための支払いを含みます。)の申し入れ、かかる提供の約束、又は提供。
- (2) 公務員又は外国公務員以外の相手方に対する、金銭・贈答品・接待・その他の利益の提供の申し入れ、かかる提供の約束、又は提供。但し、当該国・地域に適用される腐敗・贈収賄禁止法令に照らして適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲内である場合を除きます。

お取引先の皆様には、これらの行為が、

- 腐敗・贈収賄禁止法令に違反する行為として、お取引先様に対する罰金や禁固刑などの原因となりうること
- お取引先様及びリコーグループの信用を毀損し、お取引先様及びリコーグループの双方の事業の遂行の妨げになること
- お取引先様のみならずリコーグループに対しても刑罰が及ぶ場合があること

を十分にご理解下さい。

2. リコーグループに対する接待、贈答等

リコーグループの役員及び社員は、一般的なビジネス慣習の範囲を逸脱する、もしくは定められた決裁権限者の承認を受けていない接待、贈答等をお受けすることができません。ご理解とご協力をお願い致します。

3. 調査及び監査

リコーグループ各社は、お取引先様との取引に際して、贈賄行為の防止のための調査や、本ガイドライン及び適用ある腐敗・贈収賄禁止法令の遵守状況に関する監査を実施させていただく場合がございます。ご理解及びご協力をお願い致します。

4. 記録管理の徹底

リコーグループに関連のある取引に関する全ての支払いと受け取りについて、会計帳簿又は財務記録等に正確に記録下さい。

5. 違反等の場合

本ガイドライン及び適用ある腐敗・贈収賄禁止法令に違反する行為、又は違反が疑われる行為を認識された場合は、速やかにお取引のあるリコーグループ各社にご連絡下さい。

また、このような違反行為又は違反が疑われる行為に関するリコーグループ各社又は関係当局による調査には、全面的にご協力下さいますようお願い致します。

6. 周知

リコーグループ各社との取引に関与されるお取引先様の役員及び従業員等並びに再委託先等の第三者に対しても、本ガイドラインの内容を必要に応じて周知及び指導下さいますようお願い致します。

7. 改訂

本ガイドラインは、リコーグループに適用される腐敗・贈収賄禁止法令を遵守するため、必要が生じた場合には見直され、改訂されますのでご注意ください。

本ガイドラインの最新版は、リコーグループのウェブサイト

【<http://www.ricoh.co.jp/about/governance/trm/pdf/bribery3rd.pdf>】で確認することができます。

以上